

# 令和5年度 各種健診に関する契約書

1	令和5年度特定健康診査委託契約書……………	1
	沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 42 保険者	
2	令和5年度特定健康診査特定保健指導委託契約書……………	19
	全国健康保険協会ほか 888 保険者	
3	令和5年度健康診査委託契約書……………	33
	沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 41 市町村	
4	令和5年度長寿健康診査委託契約書……………	49
	沖縄県後期高齢者医療広域連合	
5	令和5年度詳細健診業務委託契約書……………	61
	浦添市	
6	令和5年度実施機関一覧表……………	73



令和5年度  
特定健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか42保険者  
一般社団法人 沖縄県医師会





# 令和5年度 特定健康診査委託契約書



沖縄県国民健康保険団体連合会ほか42保険者

一般社団法人 沖縄県医師会



## 令和5年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法律」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、沖縄県国民健康保険団体連合会ほか別紙1『委託元保険者一覧表』に示す保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2『健診内容表』のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3『実施機関一覧表』のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法律第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

5 集団健診の実施に際し、各保険者は会場毎の予定受診者数の事前把握と確保を行うために十分な告知等の対策を講じ、実施にあたっては実施機関と十分協議の上実施する。

6 乙は、第4条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

### （対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### (委託料)

第5条 委託料は、別紙4『内訳書』のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

2 離島医療保険者における渡航費用については、別紙5『離島市町村の渡航費用に関する取扱要領』に基づき、該当医療保険者は契約書を別に掲げ、健診実施機関との契約を締結する。

#### (委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4『内訳書』に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

#### (委託料の支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

#### (決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

#### (再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

#### (譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### (事故及び損害の責任)

- 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
  - 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### (個人情報保護)

- 第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙6『個人情報取扱注意事項』や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各保険者において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。
- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### (業務等の調査等)

- 第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。
- 2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、他方の当事者に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方の当事者の信用を毀損し、又は他方の当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明・確約に関して他方の当事者に虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切である場合には、他方の当事者は本契約を解除することができるものとする。
- 4 第3項の定めにより、契約解除された当事者に損害が生じた場合には、他方の当事者になんらかの請求をしないものとする。又、契約解除した当事者に損害が生じたときは、他方の当事者がその責任を負うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙が特定健康診査の結果に係るデータ（画像データ等の乙のみが保有するデータも含む）を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

委託者(甲) 沖縄県国民健康保険団体連合会  
ほか42保険者

契約代表 沖縄県那覇市西  
沖縄県国民健康保険団体連  
理事長 石 嶺 傳 賢

受託者(乙) 沖縄県南風原町字新川2-18-9  
一般社団法人 沖縄県医師  
会長 安 里 哲



## 別紙1

## 委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別
1	470013	那覇市	那覇市泉崎1丁目1番1号	○	○
2	470039	うるま市	うるま市みどり町一丁目1番1号	○	○
3	470047	沖縄市	沖縄市仲宗根町26番1号	○	○
4	470054	宜野湾市	宜野湾市野嵩一丁目1番1号	○	○
5	470062	宮古島市	宮古島市平良字西里1140番地	○	○
6	470070	石垣市	石垣市字真栄里672番地	○	○
7	470088	浦添市	浦添市安波茶1丁目1番1号	○	○
8	470096	名護市	名護市港一丁目1番1号	○	○
9	470104	糸満市	糸満市潮崎町1丁目1番	○	○
10	470112	国頭村	国頭村字辺土名121番地	○	○
11	470120	大宜味村	大宜味村字大兼久157番地	○	○
12	470138	東村	東村字平良804番地	○	○
13	470146	今帰仁村	今帰仁村字仲宗根219番地	○	○
14	470153	本部町	本部町字東5番地	○	○
15	470161	恩納村	恩納村字恩納2451	○	○
16	470179	宜野座村	宜野座村字宜野座296番地	○	○
17	470187	金武町	金武町字金武1番地	○	○
18	470195	伊江村	伊江村字東江前38番地	○	○
19	470237	読谷村	読谷村字座喜味2901	○	○
20	470245	嘉手納町	嘉手納町字嘉手納588番地	○	○
21	470252	北谷町	北谷町字桑江一丁目1番1号	○	○
22	470260	北中城村	北中城村字喜舎場426番地2	○	○
23	470278	中城村	中城村字当間585番地1	○	○

委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別
24	470286	西原町	西原町字与那城140番地の1	○	○
25	470294	豊見城市	豊見城市宜保一丁目1番地1	○	○
26	470302	八重瀬町	八重瀬町字東風平1188番地	○	○
27	470351	与那原町	与那原町字上与那原16番地	○	○
28	470377	南風原町	南風原町字兼城686番地	○	○
29	470385	久米島町	久米島町字比嘉2870番地	○	○
30	470401	渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	○	○
31	470419	座間味村	座間味村字座間味109番地	○	○
32	470427	栗国村	栗国村字東483番地	○	○
33	470435	渡名喜村	渡名喜村1917番地の3	○	○
34	470445	南大東村	南大東村字南144番地1	○	○
35	470450	北大東村	北大東村字中野218番地	○	○
36	470468	伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251番地	○	○
37	470476	伊是名村	伊是名村字仲田1203番地	○	○
38	470526	多良間村	多良間村字仲筋99番地の2	○	○
39	470534	竹富町	石垣市美崎町11番地1	○	○
40	470542	与那国町	与那国町字与那国129番地	○	○
41	470559	南城市	南城市佐敷字新里1870番地	○	○
42	473017	沖縄県医師国民健康保険組合	南風原町字新川218-9	/	○

健診内容表

区分		内容	
特定健康診査 ※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) ※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール ※2		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査	空腹時血糖 ※3	
		随時血糖 ※3	
		ヘモグロビン A1c	
	尿検査 ※4	糖	
蛋白			
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目) ※5	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
追加健診の項目	眼底検査		
	尿潜血 ※4		
	尿酸		
	血清クレアチニン検査及び eGFR		

- ※1 実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。
- ※3 食後開始から 10 時間以上を空腹時血糖、食後開始から 3.5 時間以上かつ 10 時間未満を随時血糖とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする (この場合甲から乙に委託費用を支払われない)。
- ※5 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※別紙 3 「実施機関一覧表 (9 ~ 19 頁)」については、73 ~ 83 頁に掲載されております。

内訳書

健診項目				1人当たりの委託料単価（税込）		
				集団健診	個別健診	
基本的な健診の項目	質問（問診）		○	6,792円	7,150円	
	理学的所見（身体診察）		○			
	計測	身長				○
		体重				○
		BMI				○
		腹囲				○
		血圧				○
	脂質	中性脂肪				○
		HDL-コレステロール				○
		LDL-コレステロール				○
	肝機能	GOT				○
		GPT				○
		γ-GTP				○
	代謝系	空腹時血糖				○
随時血糖		○				
尿糖		○				
ヘモグロビンA1c		○				
腎機能	尿蛋白		○			
詳細な健診の項目	貧血検査	ヘマトクリット値		□	229円	242円
		血色素測定		□		
		赤血球数		□		
	心電図検査	12誘導心電図		□	1,358円	1,430円
	眼底検査	眼底検査		□	585円	1,232円
追加健診項目	尿潜血		○	114円	121円	
	尿酸		○			
	血清クレアチニン検査及びeGFR		○			

※ ○…必須項目

※ □…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用 273 円を差し引いた金額を甲に請求することとする。

## 離島市町村の渡航費用に関する取扱要領

### 1 特定健診に係る渡航費用について

- ・渡航費用は、特定健診を実施する健診機関の旅費規程等に基づき算出する。
- ・なお渡航費用の内訳は、下記のとおりとする。

#### ①スタッフの人数（特定健診に係るスタッフで計算すること）

例) 医師、看護師（採血）、検査技師、受付事務（必要時）

\*レントゲン技師は含めない。

#### ② 航空運賃、船賃

- ・特定健診に係る往復の旅費。

#### ③日当

- ・特定健診に係る日当を計算すること。

#### ④宿泊

- ・特定健診に係る宿泊費を計算すること。

### 2 按分方法について

特定健診に係る渡航費用の総額 ÷ 健診受診者数 × 医療保険者毎の健診受診者数  
＝各医療保険者の渡航費用

(特定健診に係る渡航費用の総額 ÷ 健診受診者数 = 1人当たり渡航費用)

### 3 請求先について

- ①全国健康保険協会沖縄支部（沖縄県内適用事業所のみ）
- ②地方職員共済組合沖縄県支部
- ③沖縄県市町村職員共済組合
- ④公立学校共済組合沖縄支部
- ⑤警察共済組合沖縄県支部
- ⑥沖縄電力健康保険組合
- ⑦沖縄銀行健康保険組合
- ⑧琉球銀行健康保険組合
- ⑨沖縄海邦銀行健康保険組合
- ⑩駐留軍要員健康保険組合沖縄支所
- ⑪後期高齢者医療広域連合
- ⑫市町村（①～⑪を差し引いた額）

### 4 請求事務について

- ・健診機関から各医療保険者（上記12カ所）へ仕分けして請求する。

### 5 各医療保険者への請求について

- ①特定健診に係る渡航費用の総額

②健診受診人数

③請求金額の内訳及び計算方法

6 台風時等の取扱について

台風のため予定していた健診が延びた場合、その日数分の渡航費用（延泊分）も含めて計算する。

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

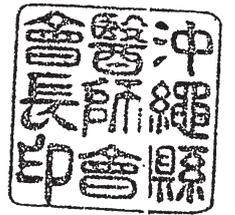
甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



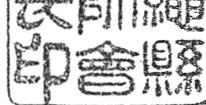




令和5年度  
特定健康診査特定保健指導委託契約書

全国健康保険協会ほか888保険者  
一般社団法人 沖縄県医師会





令和5年度  
特定健康診査特定保健指導委託契約書

全国健康保険協会ほか888保険者  
一般社団法人沖縄県医師会





令和5年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健康診査当日に初回面接を行う場合のセット券（以下、「特定保健指導利用券等」という。）を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対

象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

#### (契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

#### (委託料)

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

#### (委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

#### （委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

#### （決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるもの

とする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第 15 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

#### (本人からの請求に基づく情報開示)

第 16 条 第 2 条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙がその特定健康診査結果に係るデータ（画像データ等の乙のみが保有するデータも含む）を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず当該データに対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

#### (協 議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和5年4月1日

委託者（甲）

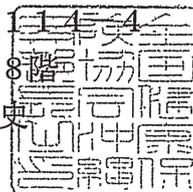
全国健康保険協会ほか888保険者  
契約代表者

全国健康保険協会沖縄支部

沖縄県那覇市旭町1丁目4番4号

おきでん那覇ビル8階

支部長 宮里 博史

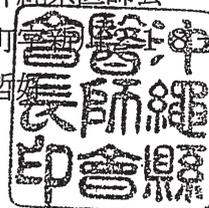


受託者（乙）

一般社団法人沖縄県医師会

沖縄県南風原町

会長 安里 哲



## 健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール ※2	
		肝機能検査	GOT	
	GPT			
	γ-GTP			
	血糖検査※3 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖		
		随時血糖 ※3		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査※4	糖		
蛋白				
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
	眼底検査			
血清クレアチニン検査及びeGFR				
特定保健指導	動機付け支援	初回面接時(個別面接 20分等) 終了時評価(電話 5分等)		
	積極的支援	初回時面接の形態	個別支援	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	個別支援A 電話B 等
終了時評価の形態		電話 等		

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えて Non-HDL

コレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと

共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※ 受付業務及び自己負担額の徴収を含む。

※別紙「実施機関一覧表（66～76頁）」については、73～83頁に掲載されております。

## 内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※1	
		個別健診	集団健診		
特定健康診査※2	基本的な健診の項目		7,150円	7,150円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	242円	242円	
		心電図検査	1,430円	1,430円	
		眼底検査	1,232円	1,232円	
		血清クレアチニン検査及びeGFR	121円	121円	
特定保健指導	動機付け支援		8,470円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援		25,120円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。※必要に応じて、保険者(健保組合等)に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる(初回分割面接2回目を終了させる)よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



令和5年度  
健康診査委託契約書

沖縄県国民健康保険団体連合会ほか41市町村  
一般社団法人 沖縄県医師会





# 令和5年度 健康診査委託契約書



沖縄県国民健康保険団体連合会ほか41市町村  
一般社団法人 沖縄県医師会



## 令和5年度健康診査委託契約書

健康増進法第17条に位置付けられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき実施する健康診査について、沖縄県国民健康保険団体連合会ほか別紙1『委託元保険者一覧表』に示す保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、健康増進法第17条に位置づけられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき、別紙2『健診内容表』のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3『実施機関一覧表』のとおり）で行うものとする。
- 3 健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、健康増進法第17条に位置づけられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づく健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚した生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 4 健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲に委託を受けて決済を代行する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。
- 5 集団健診の実施に際し、各保険者は会場毎の予定受診者数の事前把握と確保を行うために十分な告知等の対策を講じ、実施にあたっては実施機関と十分協議の上実施する。
- 6 乙は、第4条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

### （対象者）

第3条 健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する健康診査受診案内ハガキ等を提示した者（40歳未満及び生活保護受給者等）を対象とし、当該実施機関において受診券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4『内訳書』のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち健康診査受診案内ハガキ等に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4『内訳書』に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と健康診査受診案内ハガキ等を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と健康診査受診案内ハガキ等を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、健康診査受診案内ハガキ等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

#### (再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

#### (譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### (事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### (個人情報の保護)

第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5『個人情報取扱注意事項』や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各市町村において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### (業務等の調査)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果から、健診・保健指導に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、他方の当事者に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方の当事者の信用を毀損し、又は他方の当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲又は乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の定めに基づく表明・確約に関して他方の当事者に虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切である場合には、他方の当事者は本契約を解除することができるものとする。

- 4 第3項の定めにより、契約解除された当事者に損害が生じた場合には、他方の当事者になんらかの請求をしないものとする。又、契約解除した当事者に損害が生じたときは、他方の当事者がその責任を負うものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第16条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した特定健康診査について、乙が特定健康診査の結果に係るデータ（画像データ等の乙のみが保有するデータも含む）を有している場合は、乙は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(協 議)

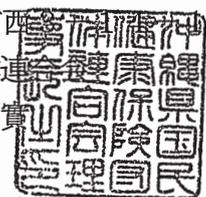
第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

委託者(甲) 沖縄県国民健康保険団体連合会  
ほか41保険者

契約代表 沖縄県那覇市西  
沖縄県国民健康保険団体連  
理事長 石 嶺 傳 實



受託者(乙) 沖縄県南風原町字新川218-9  
一般社団法人 沖縄県医師会  
会長 安 里 哲 好



## 別紙 1

## 委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別
1	470013	那覇市	那覇市泉崎1丁目1番1号	○	○
2	470039	うるま市	うるま市みどり町一丁目1番1号	○	△
3	470047	沖縄市	沖縄市仲宗根町26番1号	○	○
4	470054	宜野湾市	宜野湾市野嵩一丁目1番1号	○	○
5	470062	宮古島市	宮古島市平良字西里1140番地	○	○
6	470070	石垣市	石垣市字真栄里672番地	○	○
7	470088	浦添市	浦添市安波茶1丁目1番1号	○	○
8	470096	名護市	名護市港一丁目1番1号	○	△
9	470104	糸満市	糸満市潮崎町1丁目1番	○	○
10	470112	国頭村	国頭村字辺土名121番地	○	○
11	470120	大宜味村	大宜味村字大兼久157番地	○	○
12	470138	東村	東村字平良804番地	○	○
13	470146	今帰仁村	今帰仁村字仲宗根219番地	○	○
14	470153	本部町	本部町字東5番地	○	○
15	470161	恩納村	恩納村字恩納2451	○	○
16	470179	宜野座村	宜野座村字宜野座296番地	○	△
17	470187	金武町	金武町字金武1番地	○	○
18	470195	伊江村	伊江村字東江前38番地	○	○
19	470237	読谷村	読谷村字座喜味2901	○	○
20	470245	嘉手納町	嘉手納町字嘉手納588番地	○	○
21	470252	北谷町	北谷町字桑江一丁目1番1号	○	○
22	470260	北中城村	北中城村字喜舎場426番地2	○	○
23	470278	中城村	中城村字当間585番地1	○	○

委託元保険者一覧表

	保険者番号	委託元保険者	所在地	集団	個別
24	470286	西原町	西原町字与那城140番地の1	○	○
25	470294	豊見城市	豊見城市宜保一丁目1番地1	○	○
26	470302	八重瀬町	八重瀬町字東風平1188番地	○	○
27	470351	与那原町	与那原町字上与那原16番地	○	○
28	470377	南風原町	南風原町字兼城686番地	○	○
29	470385	久米島町	久米島町字比嘉2870番地	○	○
30	470401	渡嘉敷村	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	○	○
31	470419	座間味村	座間味村字座間味109番地	○	
32	470427	粟国村	粟国村字東483番地	○	
33	470435	渡名喜村	渡名喜村1917番地の3	○	
34	470445	南大東村	南大東村字南144番地1	○	○
35	470450	北大東村	北大東村字中野218番地	○	
36	470468	伊平屋村	伊平屋村字我喜屋251番地	○	○
37	470476	伊是名村	伊是名村字仲田1203番地	○	
38	470526	多良間村	多良間村字仲筋99番地の2	○	
39	470534	竹富町	石垣市美崎町11番地1	○	
40	470542	与那国町	与那国町字与那国129番地	○	○
41	470559	南城市	南城市佐敷字新里1870番地	○	○

健診内容表

区分		内容	
特定健康診査 ※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) ※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
	LDL-コレステロール ※2		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査	空腹時血糖 ※3	
		随時血糖 ※3	
		ヘモグロビンA1c	
	尿検査 ※4	糖	
蛋白			
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目) ※5	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
追加健診の項目	眼底検査		
	尿潜血 ※4		
	尿酸		
	血清クレアチニン検査及び eGFR		

※1 実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール(総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※3 食後開始から 10 時間以上を空腹時血糖、食後開始から 3.5 時間以上かつ 10 時間未満を随時血糖とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用を支払われない)。

※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※別紙 3 「実施機関一覧表 (9 ~ 19 頁)」については、73 ~ 83 頁に掲載されております。

## 内訳書

健診項目				1人当たりの委託料単価（税込）	
				集団健診	個別健診
基本的な健診の項目	質問（問診）		○	6,792円	7,150円
	理学的所見（身体診察）		○		
	計測	身長	○		
		体重	○		
		BMI	○		
		腹囲	○		
		血圧	○		
	脂質	中性脂肪	○		
		HDL-コレステロール	○		
		LDL-コレステロール	○		
	肝機能	GOT	○		
		GPT	○		
		γ-GTP	○		
代謝系	空腹時血糖	○			
	随時血糖				
	尿糖	○			
	ヘモグロビンA1c	○			
腎機能	尿蛋白	○			
詳細な健診の項目	貧血検査	ヘマトクリット値	□	229円	242円
		血色素測定	□		
		赤血球数	□		
	心電図検査	12誘導心電図	□	1,358円	1,430円
眼底検査	眼底検査	□	585円	1,232円	
追加健診項目	尿潜血	○	114円	121円	
	尿酸	○			
	血清クレアチニン検査 及びeGFR	○			

※ ○…必須項目

※ □…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用273円を差し引いた金額を甲に請求することとする。

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。







令和5年度  
長寿健康診査委託契約書

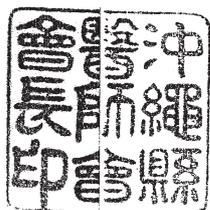
沖縄県後期高齢者医療広域連合  
一般社団法人 沖縄県医師会





令和5年度

# 長寿健康診査委託契約書



沖縄県後期高齢者医療広域連合

一般社団法人沖縄県医師会





## 長寿健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条に基づき実施する長寿健康診査について、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と、一般社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総 則）

第 1 条 甲は、長寿健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙 1 の健診内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙 2 の実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 乙は、第 4 条に掲げる契約期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、住所等の変更、又は、実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて甲へ通知するものとし、甲は、当通知をもって承認できるものとする。

### （対象者）

第 3 条 長寿健康診査の対象者は甲の被保険者であり、実施機関に被保険者証及び甲の発行する長寿健康診査受診券を提示した者を対象とし、実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### （契約期間）

第 4 条 この契約の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

### （委託料及び契約保証金）

第 5 条 委託料は、別紙 3 の内訳書のとおりとする。

2 契約保証金については沖縄県後期高齢者医療広域連合契約規則第 4 条第 1 項第 9 号により免除するものとする。

### （消費税法等の改正に伴う委託料の取扱い）

第 6 条 この契約において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正により消費税法第 29 条に規定する税率又は地方税法第 72 条の 83 に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した長寿健康診査に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

### （委託料の請求）

第 7 条 乙若しくは実施機関は、長寿健康診査については実施後に、遅滞なくその結果を取り

まとめ、甲の委託を受けて決済する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。
- 4 長寿健康診査において、乙若しくは実施機関は、第2項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、長寿健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、長寿健康診査受診結果通知表と併せて、健診結果の見方などの情報を提供するものとする。

#### （委託料の支払い）

第8条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月の金融機関の最終営業日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の金融機関の最終営業日。）までに、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じてそれぞれ別紙3の内訳書に定める額を支払うものとする。

- 2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた額については、当該額を支払った者に対し当該実施機関が有する債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方法により請求を行うことができる。

#### （決済に失敗した場合の取扱い）

第9条 実施機関において、被保険者証と長寿健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と長寿健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、長寿健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙及び実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第11条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第12条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲及び乙と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、長寿健康診査の記録の漏えいを防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙4の個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成22年9月17日医政発0917第2号、薬食発0917第5号、老発0917第1号通知添付)及び沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年8月23日条例第22号。)等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 16 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

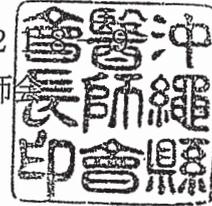
甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 1 日

委託者 (甲) 沖縄県うるま市石川石崎  
沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 中村 正人



受託者 (乙) 沖縄県南風原町字新川 2  
一般社団法人沖縄県医師会  
会長 安里 哲好



健診内容表

区分		内容		
長寿健康診査	基本的な健診の項目	後期高齢者の質問票を用いた問診※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			BMI	
			腹囲※2	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	中性脂肪	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール ※3	
		肝機能検査	GOT	
			GPT	
	γ-GTP			
	血糖検査	空腹時血糖 ※4		
		随時血糖 ※4		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査 ※5	糖		
		蛋白		
	追加健診の項目	尿潜血 ※5		
尿酸				
血清クレアチニン ※8				
eGFR ※8				
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目) ※6	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査 ※7			
	眼底検査			

※1 当該質問票は高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版(令和元年10月)で定める質問票を使用し、当該機関にて準備する。

※2 腹囲については、可能な限り実施することとする。

※3 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※4 食後開始から10時間以上を空腹時血糖、食後開始から3.5時間以上かつ10時間未満を随時血糖とする。

※5 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用を支払われない)。

※6 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※7 心電図検査においては、前年の健診結果等の有無に関係なく循環器疾患などの疑いがある場合に実施することとする。

※8 血清クレアチニン(eGFRを含む)については、これまで通り追加項目として行うこととする。

※別紙2「実施機関一覧表」については、73～83頁に掲載されております。

内訳表

長寿健康診査項目			令和5年度1人当たりの委託料単価（消費税含む）		
			集団健診	個別健診	
基本的な健診の項目	質問（問診）		○	6,792円	7,150円
	理学的所見（身体診察）		○		
	計測	身長	○		
		体重	○		
		BMI	○		
		腹囲	△		
		血圧	○		
	脂質	中性脂肪	○		
		HDL-コレステロール	○		
		LDL-コレステロール （Non-HDL コレステロール）	○		
	肝機能	GOT	○		
		GPT	○		
		γ-GTP	○		
	代謝系	空腹時血糖（随時血糖）	○		
尿糖		○			
ヘモグロビンA1c		○			
腎機能	尿蛋白	○			
追加健診項目	尿潜血	○	114円	121円	
	尿酸	○			
	血清クレアチニン（eGFRを含む）	○			
詳細健診項目（医師の判断による追加項目）	貧血検査	ヘマトクリット値	□	229円	242円
		血色素測定	□		
		赤血球数	□		
	心電図検査		□	1,358円	1,430円
	眼底検査		□	585円	1,232円

- ※ ○・・・必須項目 △・・・可能な限り実施 □・・・医師の判断に基づき実施する項目
- ※ 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査を実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用273円を差し引いた金額を甲に請求することとする。
- ※ 貧血検査：国の基準に基づき医師が認める場合に実施することとする。また、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 心電図検査：医師が認める場合に実施することとする。また、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

## 個人情報取扱注意事項

1 基本的事項	乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
2 秘密の保持	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3 収集の制限	(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。
4 利用及び提供の制限	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
5 適正管理	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
6 再委託の禁止	乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
7 資料等の返還等	乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
8 従事者への周知	乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
9 実地調査	甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。
10 事故報告	乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



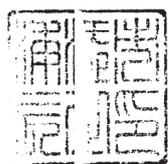
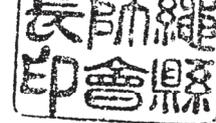
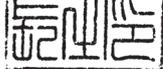




令和5年度  
詳細健診業務委託契約書

浦 添 市  
一般社団法人 沖縄県医師会





令和5年度  
詳細健診業務委託契約書



浦 添 市  
一般社団法人 沖縄県医師会



浦添市 市長 松本哲治(以下「甲」という。)と一般社団法人沖縄県医師会 会長 安里哲好(以下「乙」という。)との間に、詳細健診業務について、次のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は詳細健診を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(定 義)

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康診査 健康増進法第17条に位置づけられる健康増進事業及び第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業に基づき実施するものをいう。
- (2) 集合契約 沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 42 保険者と一般社団法人沖縄県医師会との間で契約した「令和 5 年度特定健康診査委託契約書」および沖縄県国民健康保険団体連合会ほか 41 市町村と一般社団法人沖縄県医師会との間で契約した「令和 5 年度健康診査委託契約書」のことをいう。
- (3) 詳細健診 集合契約に定められている詳細な健診の項目のうち、眼底検査を除く項目のことをいう。

(委託業務の内容)

第3条 甲が乙に委託する業務の内容は別紙1のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の中で集合契約を締結している医療機関(以下「実施機関」という。)で行うものとする。

(契約期間)

第4条 契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第5条 令和 5 年 4 月 1 日からこの契約が成立した時までの間に、乙が甲のために、甲の委託業務として行った行為は、この契約に基づき行った行為とみなすものとする。

(契約保証金)

第6条 浦添市契約規則第6条第 1 項第 8 条に基づき免除する。

(個人負担の徴収)

第7条 個人負担は無料とし、その分を甲が負担する。

(対象者)

第8条 詳細健診は、実施機関に記号を「浦国」とする沖縄県国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)または甲の発行する令和 5 年度がん検診等受診券を提示した者(20歳以上の生活保護受給者)を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、別紙1『内訳書』のとおりとする。ただし、施設型を個別健診とし、巡回型を集団健診とする。

(委託料の請求)

第10条 乙若しくは実施機関は、詳細健診については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、別紙1内訳書に定める支払い条件に基づき、沖縄県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に請求するものとする。

2 前項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織(国保連合会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ)により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体(FD、MO、若しくはCD-R)を実施月の翌月5日までに提出(期限までに必着)する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第11条 甲は、乙若しくは実施機関から第9条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、第9条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日(電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。)を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者(乙若しくは実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については当該委託料を支払った保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者(乙若しくは実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第9条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第12条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券(健康診査受診券を兼ねる)の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要(別紙3 実施機関一覧「詳細健診」参照)」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第14条 乙及び実施機関は甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第15条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第16条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙3「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び浦添市個人情報保護条例(平成11年9月28日条例第15号)に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第17条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関に公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第19条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

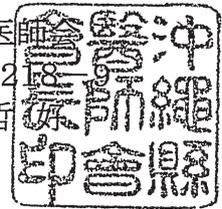
甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月3日

委託者(甲) 浦 添 市  
浦添市安波茶一丁目1番1号  
市 長 松 本 哲 治



受託者(乙) 一般社団法人 沖縄県医師会  
沖縄県南風原町字新川2丁目1番1号  
会 長 安 里 哲



## 内訳書

詳細な健診の項目		1人当たりの委託料単価 (消費税及び地方消費税を含む)	
		集団健診	個別健診
貧血検査	ヘマトクリット値	229 円	242 円
	血色素測定		
	赤血球数		
心電図検査	12誘導心電図	1,358 円	1,430 円

## &lt;注意事項&gt;

- 1 特定健診と詳細健診の実施機関と実施日は同じとする。ただし、第12条ただし書に該当する場合はその限りではない。その場合、委託料の請求は特定健診を実施した実施機関がまとめて行うものとする。
- 2 特定健診を受診した際、被保険者証の特定健康診査受診券部分の受診日欄に健診実施日を記入すること。
- 3 特定健診を受けずに詳細健診を受けることはできない。
- 4 詳細健診を医師の判断により実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。ただし、受診者の希望により実施する場合は理由を詳述する必要はない。

※「実施機関一覧表」については、73～83頁に掲載されております。

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙は、個人情報及び保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

### 3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

## 7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他にもらしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。







# 令和5年度 実施機関一覧表

(共通のため「令和5年度健康診査委託契約書(9～19頁)」を掲載しています)

浦 添 市  
一般社団法人 沖縄県医師会



施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底
1	4710910508	北部地区医師会病院	905-8611	沖縄県名護市宇字茂佐 1712-3	0980-52-0777	○	○	○	○	○
2	4712110552	医) 野毛会 もとぶ野毛病院	905-0212	沖縄県本部町宇大浜 880-1	0980-47-3001		○	○	○	△
3	4712110255	医) 博寿会 もとぶ記念病院	905-0206	沖縄県本部町宇石川972番地	0980-51-7007		○	○	△	△
4	4712110487	医) 光風会 北山病院	905-0428	沖縄県今帰仁村宇今泊 307	0980-56-2339		○	○	△	△
5	4712110545	医) ユカリア沖縄 かな病院	904-1304	沖縄県宜野座村宇漢那 469	098-968-3661		○	○	○	○
6	4710910888	医) 寿福会 赤嶺内科	905-0019	沖縄県名護市大北1-5-11	0980-54-6200		○	○	○	△
7	4710911332	あき内科クリニック	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐919-7 1F	0980-45-0088		○	○	○	△
8	4710911407	医療法人 うりずん診療所	905-0005	沖縄県名護市為又69	0980-54-6633		○	○	○	△
9	4710910417	医) 運天産婦人科医院	905-0017	沖縄県名護市中大3-1-5	0980-53-0131		○	○	○	△
10	4710911118	医) 一宜会 大北内科・胃腸科クリニック	905-0019	沖縄県名護市大北 3-1-48	0980-53-5455		○	○	○	△
11	4710911266	医) 桜風会 おおにし医院	905-0013	沖縄県名護市城2-10-16	0980-43-0200		○	○	○	△
12	4710911100	かじまやリゾートクリニック	905-0011	沖縄県名護市宮里518-2	0980-51-1197		○	○	○	△
13	4710911423	クリニック和睦	905-0016	沖縄県名護市大東1-15-6	0980-43-0418		○	○	○	△
14	4710911134	医) タビック スポーク・クリニック	905-0007	沖縄県名護市宇屋部117	0980-52-7775		○	△	△	△
15	4710911316	たいら内科クリニック	905-0011	沖縄県名護市宮里6-8-7	0980-53-0033		○	○	○	△
16	4710910698	医療法人 中央外科	905-0013	沖縄県名護市城 1-1-12	0980-52-2118		○	○	○	△
17	4710911399	名護市久志診療所	905-2264	沖縄県名護市宇三原64番地7	0980-55-8886		○	○	○	△
18	4710911274	名護市屋我地診療所	905-1632	沖縄県名護市宇鏡平名 460-1	0980-52-8887		○	○	○	△
19	4710911449	なんくる内科	905-1143	沖縄県名護市宇真喜屋331番地	0980-43-6934		○	○	○	△
20	4710911142	医) 詠山会 ひだか脳神経外科	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐1746-6	0980-54-2828		○	○	○	○
21	4710910524	医) 道芝の会 平安山医院	905-0006	沖縄県名護市宇字茂佐 1702-1	0980-52-6895		○	○	△	△
22	4710911019	医) 将山会 北部山里クリニック	905-0015	沖縄県名護市大南2-12-26	0980-52-1119		○	○	○	△
23	4710911217	やんばる協同クリニック	905-0019	沖縄県名護市大北五丁目3-2	0980-52-1001		○	○	○	△
24	4710911068	医) 賢信会 ゆうクリニック	905-0009	沖縄県名護市宇字茂佐の森1-1-5	0980-54-8010		○	○	○	△
25	4712110651	やまだクリニック	905-0212	沖縄県本部町宇大浜 874-15	0980-47-6660		○	○	○	△
26	4712110602	今帰仁診療所	905-0414	沖縄県今帰仁村宇謝名139	0980-56-3581		○	○	○	△
27	4712110362	国頭村立診療所	905-1411	沖縄県国頭村宇辺土名 1437	0980-41-5380		○	○	○	△
28	4712110685	東村立診療所	905-1204	沖縄県東村宇平良804番地	0980-51-2200		○	○	○	△
29	4712110693	大宜味村立診療所	905-1311	沖縄県大宜味村宇塩屋1306-62	0980-50-5450		○	○	○	△
30	4712110529	伊江村立診療所	905-0502	沖縄県伊江村宇東江前459	0980-49-5161		○	○	○	△
31	4712110677	医療法人 おくまクリニック	904-1201	沖縄県金武町宇金武 4790-1	098-968-5017		○	○	○	△
32	4712110628	医療法人 きんクリニック	904-1201	沖縄県金武町宇金武 94	098-968-2145		○	○	○	○
33	4712110727	KIN放射線治療・健診クリニック	904-1201	沖縄県金武町宇金武 10897	098-968-4664	○	○	○	○	○
34	4712110610	医) 恩和会 恩納クリニック	904-0411	沖縄県恩納村宇恩納6329	098-966-8115		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底
35	4712110735	西大條診療所	904-0412	沖縄県恩納村字谷茶565-1	098-966-1100		○	○	○	△
36	4710411549	医療法人 安心会 愛聖クリニック	904-2171	沖縄県沖縄市高原5-15-11	098-939-5114		○	○	○	○
37	4710412398	医療法人 持望主会 安立医院	904-0034	沖縄県沖縄市山内1-7-5	098-933-6200		○	○	○	△
38	4710411093	医療法人 さくら会 アワセ第一医院	904-2172	沖縄県沖縄市泡瀬2-54-26	098-937-5536		○	○	○	△
39	4710412281	医療法人 至政会 嘉数医院	904-0032	沖縄県沖縄市諸見里1-26-2	098-930-0090		○	○	○	△
40	4710411812	医療法人 緑風会 岸本内科クリニック	904-2142	沖縄県沖縄市登川1-1-24	098-934-7770		○	○	○	△
41	4710412018	医療法人 かなの会 コザクリニック	904-0014	沖縄県沖縄市仲宗根町19-1	098-938-1038		○	○	△	△
42	4710412216	医療法人 心和会 潮平病院	904-0021	沖縄県沖縄市胡屋1-17-1	098-937-2054		○	○	○	○
43	4710411853	医療法人 翔南会 翔南病院	904-0034	沖縄県沖縄市山内3-14-28	098-930-3020		○	○	○	○
44	4710412190	社会医療法人 敬愛会 ちばなクリニック	904-2143	沖縄県沖縄市知花6-25-15	098-939-5477		○	○	○	○
45	4710412844	沖縄医療生活協同組合 中部協同病院	904-2153	沖縄県沖縄市美里1-31-15	098-938-8828		○	○	○	○
46	4710412372	医療法人 新明会 中部産婦人科医院	904-0012	沖縄県沖縄市安慶田1-3-20	098-937-8878		○	○	△	△
47	4710412760	医療法人 徳洲会 ソフィアクリニック	904-0012	沖縄県沖縄市安慶田三丁目11番30号	098-923-2110		○	○	○	△
48	4710411515	医療法人 奨進会 東部クリニック	904-2174	沖縄県沖縄市与儀3-9-1	098-932-0111		○	○	○	△
49	4710411820	医療法人 康陽会 仲宗根クリニック	904-2171	沖縄県沖縄市高原7-23-14	098-933-8000		○	○	○	○
50	4710412414	なかもねニュークリニック	904-2161	沖縄県沖縄市宇古謝2-21-29	098-929-1000		○	○	○	△
51	4710412158	医療法人 永峰会 永山脳神経クリニック	904-2155	沖縄県沖縄市美原4-1-10	098-929-2200		○	○	○	△
52	4710412646	医療法人よしはる会 登川クリニック	904-2142	沖縄県沖縄市登川12-24-2	098-937-0123		○	○	○	△
53	4710412604	医療法人 芳醇の会 はた内科クリニック	904-2155	沖縄県沖縄市美原3-22-8	098-987-5201		○	○	○	△
54	4710412059	医療法人 清山会 ひが内科クリニック	904-2154	沖縄県沖縄市東2-25-2	098-929-1810		○	○	○	△
55	4710411796	ふくはら胃腸科・外科	904-2156	沖縄県沖縄市美里仲原町26-5	098-921-0001		○	○	○	△
56	4710412034	富名腰医院	904-0003	沖縄県沖縄市住吉1-5-16	098-938-2936		○	○	○	△
57	4710412257	医療法人 福樹会 まつもと胃腸科整形外科医院	904-2151	沖縄県沖縄市松本1-21-23	098-939-2115		○	○	○	△
58	4710412422	みはら耳鼻咽喉科	904-2155	沖縄県沖縄市美原4-10-2	098-929-2088		○	○	△	△
59	4710412430	医療法人 となん会 桃山クリニック	904-0035	沖縄県沖縄市南桃源3-1-1	098-930-2233		○	○	○	△
60	4710412505	医療法人 光和会 山里整形外科	904-0033	沖縄県沖縄市山里1-4-15	098-933-1331		○	○	○	△
61	4710412703	なかむら内科おなかクリニック	904-2173	沖縄県沖縄市比屋根6-27-17 1F	098-930-3377		○	○	○	△
62	4710412810	しおひら内科・腎クリニック	904-0033	沖縄県沖縄市山里1-1-2-303	098-930-2112		○	○	○	△
63	4710511330	愛誠園クリニック	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐3-26-8	098-898-4141		○	○	○	△
64	4710510332	愛知クリニック	901-2206	沖縄県宜野湾市宇愛知1-2-12	098-892-3511		○	○	○	△
65	4710510894	医療法人 悠々会 池原外科胃腸科医院	901-2201	沖縄県宜野湾市新城2-40-27	098-893-1531		○	○	○	△
66	4710510878	医療法人 いとむクリニック	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐1-10-9	098-898-5856		○	○	○	△
67	4710510811	医療法人 富丘会 おやかわクリニック	901-2212	沖縄県宜野湾市長田1-29-1	098-893-5511		○	○	○	△
68	4710510506	医療法人 球陽会 海邦病院	901-2224	沖縄県宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111		○	○	○	○

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電 図	眼底
69	4710510647	医療法人 真栄原会 神元内科医院	901-2215	沖縄県宜野湾市真栄原3-5-3	098-898-6631		○	○	○	△
70	4710511074	医療法人 うりずんの会 かりゆしクリニック	901-2226	沖縄県宜野湾市嘉数4-25-15	098-898-0555		○	○	○	○
71	4710510951	医療法人 順和会 喜屋武内科クリニック	901-2226	沖縄県宜野湾市嘉数2-1-1	098-890-7715		○	○	○	△
72	4710510183	医療法人 緑水会 宜野湾記念病院	901-2211	沖縄県宜野湾市宜野湾3-3-13	098-893-2101		○	○	○	○
73	4710511058	医療法人 アース サンクリニック	901-2221	沖縄県宜野湾市伊佐2-9-35	098-898-3370		○	○	○	△
74	4710510886	統合医療センタークリニックぎのわん	901-2223	沖縄県宜野湾市大山7-7-22	098-890-1213		○	○	○	△
75	4710511033	西平医院	901-2205	沖縄県宜野湾市赤道2-2-2	098-896-1116		○	○	○	○
76	4710511348	ねたて内科クリニック	901-2226	沖縄県宜野湾市嘉数1-22-5	098-890-1500		○	○	△	△
77	4710511124	光クリニック	901-2226	沖縄県宜野湾市嘉数2-2-1 広栄メディカルビル2F	098-898-2233		○	○	○	△
78	4710511181	古堅ウィメンズクリニック	901-2225	沖縄県宜野湾市大謝名165	098-890-1600		○	○	△	△
79	4710510779	まえはら内科	901-2215	沖縄県宜野湾市真栄原3-19-8	098-870-2807		○	○	○	△
80	4710510662	医療法人 のぞみ会 宮城医院	901-2223	沖縄県宜野湾市野嵩1-10-11	098-893-7777		○	○	△	△
81	4710510688	よなみね内科	901-2202	沖縄県宜野湾市普天間2-4-5	098-894-1000		○	○	○	△
82	4710311301	あずさクリニック	904-2245	沖縄県うるま市宇赤道630	098-975-0055		○	○	○	△
83	4710311186	医療法人 灯信会 石川医院	904-1106	沖縄県うるま市石川2-21-5	098-964-3049		○	○	○	△
84	4710311327	いしはらクリニック	904-2225	沖縄県うるま市喜屋武384-3-2 きゃんメディアプラザ1A	098-973-0088		○	○	○	△
85	4710310956	医療法人 伊波クリニック	904-1115	沖縄県うるま市石川伊波431ビルハウス1F	098-964-5735		○	○	○	△
86	4710311038	いわした内科クリニック	904-2214	沖縄県うるま市安慶名5111コホYONAHANA II	098-982-6666		○	○	○	△
87	4710310410	大嶺医院	904-2213	沖縄県うるま市宇田場1417	098-973-1125		○	○	○	△
88	4710310295	医療法人 明陽会 川根内科外科	904-2215	沖縄県うるま市みどり町4-2-29	098-974-3025		○	○	○	△
89	4710310352	医療法人 うるま会 具志川整形外科	904-2215	沖縄県うるま市みどり町4-13-1	098-974-2610		○	○	△	△
90	4710311335	さくもと内科クリニック	904-2225	沖縄県うるま市喜屋武384-3-2 きゃんメディアプラザ2B	098-989-7211		○	○	○	△
91	4710310584	しゆくみね内科	904-2245	沖縄県うるま市赤道759-1	098-975-1515		○	○	○	△
92	4710311079	医療法人 貴和の会 すながわ内科クリニック	904-2244	沖縄県うるま市江洲600-5	098-975-2525		○	○	○	△
93	4710310253	医療法人 社団志誠会 平和病院	904-2222	沖縄県うるま市宇上江洲665	098-973-2000		○	○	○	△
94	4710310949	医療法人 瑞愛翔 みのり内科クリニック	904-1106	沖縄県うるま市石川2408	098-965-7770		○	○	○	△
95	4710310857	医療法人 徳洲会 与勝あやはしクリニック	904-2304	沖縄県うるま市宇与那城屋敷名467-111	098-983-0055		○	○	○	△
96	4710310709	医療法人 沖縄寿光会 与勝病院	904-2311	沖縄県うるま市勝連南風原3584	098-978-5235		○	○	○	△
97	4710310667	よしクリニック	904-1107	沖縄県うるま市石川曙3-2-10	098-982-5353		○	○	○	○
98	4710310535	医療法人 緑和会 みどり町クリニック	904-2215	沖縄県うるま市みどり町5-27-2	098-972-3858		○	○	○	△
99	4710311178	医療法人 喜風会 しろま内科クリニック	904-2225	沖縄県うるま市喜屋武546-1 1F	098-973-2500		○	○	○	△
100	4710311236	医療法人 社団泰成会 和花クリニック	904-2244	沖縄県うるま市江洲135-5	098-923-5818		○	○	○	△
101	4710310287	中山内科医院	904-2245	沖縄県うるま市赤道260-7	098-974-4620		○	○	△	△
102	4712210857	医療法人 愛和会 あいわクリニック	903-0115	沖縄県西原町宇池田766-2	098-946-5558		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底
103	4712210345	アドベンチストメディカル・センター	903-0201	沖縄県西原町字幸地868	098-946-2844		○	○	○	○
104	4712211350	玄米クリニック	903-0117	沖縄県西原町翁長834番地トムズエンタープライズビル2F	098-944-6663		○	○	○	△
105	4712210733	しらかわ内科	903-0126	沖縄県西原町棚原1-20-10	098-944-3550		○	○	○	△
106	4712211129	しんざと内科	903-0118	沖縄県西原町小波津3-5	098-946-5500		○	○	○	△
107	4712211467	ゆいゆい内科クリニック	903-0112	沖縄県西原町我謝786-11	098-946-0055		○	○	○	△
108	4712211574	いちよう内科あしとみ	903-0121	沖縄県西原町字内間345-2	098-944-4444		○	○	○	△
109	4712211681	医療法人平成会とうま内科	903-0116	沖縄県西原町字幸地973-3	098-946-3799		○	○	○	△
110	4712211442	社会医療法人 かりゆし会 ハートライフクリニック	903-0101	沖縄県西原町掛保久288	098-882-0810		○	○	○	△
111	4712210600	医療法人和み会 城間医院	903-0117	沖縄県西原町翁長240-7	098-945-4551		○	○	△	△
112	4712210840	医療法人 センダン 北上中央病院	904-0101	沖縄県北谷町字上勢頭631-9	098-936-5111		○	○	○	△
113	4712210469	一般社団法人 中部地区医師会 検診センター	904-0113	沖縄県北谷町宮城1-584	098-936-8290	○	○	○	○	○
114	4712210766	医療法人 八重会 たまきクリニック	904-0101	沖縄県北谷町上勢頭837-8	098-926-1313		○	○	○	△
115	4712211632	医療法人徳洲会 北谷病院	904-0101	沖縄県北谷町字上勢頭631-4	098-936-5611		○	○	△	△
116	4712211319	医療法人徳洲会 徳洲会ハンビークリニック	904-0117	沖縄県北谷町北前1-21-1	098-926-3000		○	○	○	△
117	4712211756	医療法人 恵薬会 もりなが内科・小児科クリニック	904-0115	沖縄県北谷町美浜2-7-7	098-926-1234		○	○	○	△
118	4712211640	医療法人 桑江の棟 こばし内科クリニック	904-0103	沖縄県北谷町字桑江123-1階	098-936-1111		○	○	○	△
119	4712210220	医療法人 仁誠会 名嘉病院	904-0203	沖縄県嘉手納町字嘉手納258	098-956-1161		○	○	○	○
120	4712211723	医療法人 薫樹会 野村ハートクリニック	904-0202	沖縄県嘉手納町字屋良1063-1	098-982-8810		○	○	○	△
121	4712211400	今井内科医院	901-2424	沖縄県中城村字南上原620-1-33-5	098-988-9946		○	○	○	△
122	4712210287	社会医療法人 かりゆし会ハートライフ病院	901-2492	沖縄県中城村字伊集208	098-870-3730		○	○	○	○
123	4712211582	医療法人もりくに わくさん内科	901-2405	沖縄県中城村字屋宜597-13	098-895-1900		○	○	○	△
124	4712211665	海風クリニック	901-2424	沖縄県中城村字南上原1005-2	098-870-3322		○	○	○	△
125	4712211566	医療法人ゆう みなみクリニック	901-2424	沖縄県中城村字南上原1072	098-943-2321		○	○	○	△
126	4712211624	医療法人徳洲会 中部徳洲会病院	901-2300	沖縄県北中城村字比嘉801番地	098-932-7555		○	○	○	○
127	4712210568	仲俣内科	901-2301	沖縄県北中城村字島袋534-12	098-933-2631		○	○	△	△
128	4712211541	医療法人 アガベ会 ファミリークリニックきたなかぐすく	901-2311	沖縄県北中城村字喜舎場360-1	098-935-5517		○	○	○	△
129	4712211376	医療法人 新緑会 屋宜原病院	901-2304	沖縄県北中城村字屋宜原722	098-933-1574		○	○	○	△
130	4712210519	医療法人アガベ会 北中城若松病院	901-2395	沖縄県北中城村字大城311	098-935-2277		○	○	○	△
131	4712211673	医療法人かなさん かなさん内科クリニック	904-0314	沖縄県読谷村字古堅675	098-957-1933		○	○	○	△
132	4712210832	なかそね内科	904-0303	沖縄県読谷村伊良皆340	098-957-0707		○	○	○	△
133	4712210774	医療法人 社団泰山会 まつしまクリニック	904-0325	沖縄県読谷村字瀬名波894-2	098-958-6888		○	○	○	△
134	4712211327	医療法人徳洲会 よみたんクリニック	904-0324	沖縄県読谷村字長浜1774	098-958-5775		○	○	○	△
135	4712211053	医療法人ライフケア読谷 ライフケアクリニック長浜	904-0324	沖縄県読谷村字長浜1530-1	098-982-9000		○	○	○	△
136	4712210188	読谷村診療所	904-0305	沖縄県読谷村都屋179	098-956-1151		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底
137	4712211798	読谷村紅いもクリニック	904-0321	沖縄県読谷村上地176-2	098-958-7255		○	○	△	△
138	4718010046	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14	098-898-2121		○	○	○	△
139	4710812209	アイビーホームケアクリニック	901-2101	沖縄県浦添市西原6-30-10 アイビーテラス浦西B03	098-917-1110		○	○	○	△
140	4710811300	あかみねクリニック	901-2112	沖縄県浦添市沢越2-1-1	098-873-0071		○	○	○	△
141	4710811466	福福内科医院	901-2111	沖縄県浦添市経塚633番地1階	098-988-4556		○	○	○	△
142	4710810823	浦添協同クリニック	901-2126	沖縄県浦添市宮城3-1-5	098-870-8060		○	○	○	△
143	4710810138	浦添中央医院	901-2114	沖縄県浦添市安波茶1-21-27	098-877-1611		○	○	○	△
144	4710812084	浦添医院	901-2113	沖縄県浦添市大平3-16-10	098-878-7381		○	○	○	△
145	4710811151	浦西医院	901-2104	沖縄県浦添市当山2-9-3	098-878-7070		○	○	○	△
146	4710811284	浦添総合病院健診センター	901-2132	沖縄県浦添市伊祖3-42-15	0570-010-986		○	○	○	○
147	4710811169	かじまやクリニック	901-2102	沖縄県浦添市宇前田997	098-871-0818		○	○	○	△
148	4710810740	かりまた内科医院	901-2121	沖縄県浦添市内間4-23-21	098-878-5126		○	○	○	△
149	4710811821	キンザー前クリニック	901-2126	沖縄県浦添市宮城1-29-1 1F	098-963-9010		○	○	○	○
150	4710812027	具志堅循環器・内科	901-2102	沖縄県浦添市前田1152-1	098-875-0007		○	○	○	△
151	4710812191	幸喜内科 糖尿病・甲状腺クリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田2-1517	098-878-8822		○	○	○	△
152	4710811789	さくだ内科クリニック	901-2111	沖縄県浦添市経塚585-1	098-878-2500		○	○	○	△
153	4710812175	サンパーク胃腸内科クリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-1-3 メディカルプレイス伊祖5F	098-878-3511		○	○	○	△
154	4710811599	しみず胃腸内科21	901-2126	沖縄県浦添市宮城6-1-15 浦添メディカルプラザ3F	098-879-0021		○	○	○	△
155	4710811268	下地内科	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-2-1	098-874-7007		○	○	○	△
156	4710812043	城間クリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田564-1	098-878-8213		○	○	○	△
157	4710810203	末吉内科外科胃腸科医院	901-2121	沖縄県浦添市内間4-1-18	098-878-2271		○	○	○	△
158	4710811615	砂辺 腎・泌尿器科	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-2-5	098-943-7773		○	○	○	△
159	4710810609	同仁病院	901-2133	浦添市城間1-37-12	098-876-2212		○	○	○	○
160	4710810963	徳山クリニック	901-2131	沖縄県浦添市牧港2-46-12-102	098-942-1001		○	○	○	△
161	4710811136	徳山内科医院	901-2113	沖縄県浦添市大平1-1-11	098-875-8700		○	○	○	△
162	4710810757	なかそね内科・循環器科	901-2121	沖縄県浦添市内間4-1-2	098-874-1155		○	○	○	△
163	4710810716	内科・小児科なかざとクリニック	901-2133	沖縄県浦添市城間3-2-2	098-875-1126		○	○	○	△
164	4710811110	名嘉村クリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-2-1-201	098-870-6600		○	○	○	△
165	4710811375	パークレー内科	901-2104	沖縄県浦添市当山2-2-11-301	098-875-0890		○	○	○	△
166	4710811441	ひがハートクリニック	901-2134	沖縄県浦添市港川2-23-2	098-875-4810		○	○	○	△
167	4710812050	まえだクリニック	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-8	098-917-5542		○	○	○	△
168	4710810153	牧港中央病院	901-2131	沖縄県浦添市宇牧港1199	098-877-0575		○	○	○	△
169	4710812134	まちなと内科在宅 クリニック	901-2131	沖縄県浦添市牧港2-46-8	098-875-8888		○	○	○	△
170	4710810260	丸勝中央クリニック	901-2113	沖縄県浦添市大平1-28-1	098-878-5500		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電 図	眼底
171	4710810211	嶺井第一病院	901-2113	沖縄県浦添市大平466	098-877-5806		○	○	○	△
172	4710811342	みやざと内科クリニック	901-2126	沖縄県浦添市宮城2-17-1	098-875-7000		○	○	○	△
173	4710811425	みやぎ内科循環器科ファミリークリニック	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-3-6-1	098-871-3088		○	○	○	△
174	4710117369	愛和ファミリークリニック	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち3-6-3	098-941-7255		○	○	○	△
175	4710115397	曙クリニック	900-0002	沖縄県那覇市曙3-20-14	098-883-5858		○	○	○	△
176	4710115520	あじとみクリニック	901-0145	沖縄県那覇市高良1-10-7 1F	098-859-5888		○	○	○	△
177	4710119373	安謝ファミリークリニック	900-0002	沖縄県那覇市曙2-9-2	098-869-0600		○	○	○	△
178	4710113434	新垣クリニック	900-0012	沖縄県那覇市泊1-13-1	098-864-1330		○	○	○	△
179	4710118714	あらかき内科クリニック	900-0023	沖縄県那覇市楚辺1-3-64 2F	098-851-7828		○	○	○	△
180	4710113673	医療法人善政会 新川クリニック	902-0065	沖縄県那覇市壺屋1-2-16	098-863-1511		○	○	○	△
181	4710113715	石川外科クリニック	900-0013	沖縄県那覇市牧志3-9-18	098-869-0330		○	○	○	△
182	4710112923	石川産婦人科	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-20-2	098-832-3351		○	○	△	△
183	4710113871	伊集内科医院	900-0033	沖縄県那覇市久米2-10-15	098-864-1188		○	○	○	△
184	4710115389	いらはクリニック	901-0156	沖縄県那覇市田原1-9-2	098-859-5566		○	○	○	△
185	4710117179	うえばるクリニック	901-0153	沖縄県那覇市宇栄原678番地	098-852-0037		○	○	△	△
186	4710116890	医療法人十全会おおうらクリニック	901-0145	沖縄県那覇市高良3-5-22	098-859-1941		○	○	○	△
187	4710117401	医療法人おもと会 大浜第一病院	900-0005	沖縄県那覇市天久1000	098-866-5171		○	○	○	○
188	4718110184	沖縄赤十字病院	902-0076	沖縄県那覇市与儀1-3-1	098-853-3134		○	○	○	○
189	4710114515	医療法人寿仁会 沖縄セントラル病院	902-0076	沖縄県那覇市与儀1-26-6	098-854-5511		○	○	○	○
190	4710116619	医療法人祥杏会 おもろまちメディカルセンター	900-8556	沖縄県那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116		○	○	○	○
191	4710117617	おろくハートクリニック	901-0154	沖縄県那覇市赤嶺1-12-2 2階	098-852-8080		○	○	○	△
192	4710114044	医療法人禄寿会 小禄病院	901-0152	沖縄県那覇市宇小禄547-1	098-857-8713		○	○	○	○
193	4710118755	かいせいクリニック	901-0147	沖縄県那覇市宮城1-18-1 3階	098-858-5577		○	○	○	△
194	4710115124	開邦クリニック	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵2-4-14	098-832-3259		○	○	○	△
195	4710113152	嘉数胃腸科外科医院	902-0074	沖縄県那覇市仲井真379-2	098-832-1111		○	○	○	△
196	4710119308	かかずハートクリニック	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち4-16-5 サンライズGINOZA301	098-894-8826		○	○	○	△
197	4710116197	がきやクリニック	902-0077	沖縄県那覇市長田2-25-14	098-832-8801		○	○	○	△
198	4710116866	かつれん内科クリニック	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-9-18	098-860-8615		○	○	○	△
199	4710119159	金井医院	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3-218-3 1階	098-884-6249		○	○	○	△
200	4710116767	かなぐすくクリニック	901-0155	沖縄県那覇市字金城5-16-13	098-857-7788		○	○	△	△
201	4710115207	かなしろ内科	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵1-1-6	098-832-7080		○	○	○	△
202	4710116569	叶クリニック	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-9-1	098-886-0888		○	○	○	△
203	4710113822	医療法人 神谷医院	902-0077	沖縄県那覇市長田1-12-35	098-834-0128		○	○	○	△
204	4710115249	川平病院	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵3-5-25	098-836-1101		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電 図	眼底
205	4710118508	岸本整形リハビリクリニック	902-0062	沖縄県那覇市松川441	098-885-5550		○	○	○	△
206	4710118185	きなクリニック	903-0821	沖縄県那覇市首里儀保町1-26-3	098-885-4976		○	○	○	△
207	4710117757	くぼがわメディカルクリニック	903-0807	沖縄県那覇市首里久場川町2-96-18 2階	098-988-8182		○	○	○	△
208	4710117419	医)おもと会 クリニック安里	902-0067	沖縄県那覇市安里1-7-3	098-861-5050		○	○	○	△
209	4710117674	医療法人寿仁会 クリニック絆	902-0064	沖縄県那覇市寄宮2-1-18	098-854-5531		○	○	○	△
210	4710115975	けいっくクリニック	900-0013	沖縄県那覇市牧志2-17-12 いとみね会館1階	098-951-3759		○	○	○	△
211	4710117591	医療法人財団光輪会 光輪会沖縄クリニック	903-0807	沖縄県那覇市首里久場川町2-8-2	098-886-5790		○	○	○	△
212	4710115215	医療法人徳洲会 こくらクリニック	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵3-8-28	098-855-1020		○	○	○	△
213	4710115918	こくらハートクリニック	902-0075	沖縄県那覇市宇国場1169-20	098-855-8810		○	○	○	△
214	4710113798	古謝内科医院	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-7-2	098-855-2130		○	○	○	△
215	4710118060	さきはら内科	900-0004	沖縄県那覇市宇銘苅303 メディカルヒルズめかるビル2F	098-988-3559		○	○	○	△
216	4710117021	医療法人医心会 さつきクリニック	901-0153	沖縄県那覇市宇栄原1-18-23	098-857-1500		○	○	△	△
217	4710118433	社会医療法人 葦の会 シャロンクリニック	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-238-2 メディカルいしみね3F	098-884-1300		○	○	○	△
218	4710114523	首里協同クリニック	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町1-147-3	098-884-4846		○	○	○	△
219	4710116155	医療法人麻の会 首里城下町クリニック第一	902-0062	沖縄県那覇市松川3-18-30	098-885-5000		○	○	○	△
220	4710118904	首里千樹の社クリニック	903-0814	沖縄県那覇市首里崎山町4丁目195-50	098-987-0011		○	○	○	△
221	4710118599	首里内科クリニック	903-0807	沖縄県那覇市首里久場川町2-135	098-979-5333		○	○	○	△
222	4710114879	医療法人 俊成会 守礼クリニック	901-0156	沖縄県那覇市田原3-3-7	098-858-9615		○	○	△	△
223	4710118474	Joyレディースクリニックくもじ	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-8-16	098-943-2500		○	○	○	△
224	4710115629	白井クリニック	902-0072	沖縄県那覇市真地52-3	098-833-6500		○	○	○	△
225	4710119126	新健幸クリニック	900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-11-18 2.3階	098-861-5700		○	○	○	○
226	4710119324	しんじょうクリニック	901-0153	沖縄県那覇市宇栄原6-1-3	098-859-7072		○	○	○	△
227	4710115298	医療法人陽心会大道中央病院	902-0067	沖縄県那覇市安里1-1-37	098-869-0005	○	○	○	○	△
228	4710114499	平良クリニック	900-0014	沖縄県那覇市松尾2-16-43	098-863-7110		○	○	○	△
229	4710117641	たつや脳神経外科	903-0807	沖縄県那覇市首里久場川町2-96-18医ディカルプラザ首里3F	098-885-8000		○	○	○	△
230	4710114713	たばる内科胃腸科	901-0155	沖縄県那覇市金城5-3-1	098-858-0005		○	○	○	△
231	4710118698	知念医院	900-0022	沖縄県那覇市樋川2-9-1 リバーサイドかみはら103	098-832-1241		○	○	○	△
232	4710116072	てるきな内科胃腸科医院	901-0152	沖縄県那覇市小禄5-14-5	098-858-5005		○	○	○	△
233	4710117237	医療法人徳洲会 新都心クリニック	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2-2-1	098-860-0386		○	○	○	○
234	4710118672	医療法人友英会 友寄クリニック	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-2-6	098-855-0852		○	○	○	△
235	4710116577	ともり内科循環器科	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち4-19-8	098-868-5888		○	○	○	△
236	4710115058	鳥堀養生クリニック	903-0812	沖縄県那覇市首里当蔵町3-21-2	098-886-3212		○	○	○	△
237	4710117567	ながた内科クリニック	900-0005	沖縄県那覇市天久2-19-15	098-869-1024		○	○	△	△
238	4710119191	医療法人ふたば会 仲地胃腸内科クリニック	900-0012	沖縄県那覇市泊2-6-10 2階	098-866-3232		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3					
						特定健康診査					
						実施形態		詳細項目※4			
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底	
239	4710116627	仲原漢方クリニック	900-0013	沖縄県那覇市牧志2-18-27	098-868-2367		○	○	○	○	△
240	4710119225	仲松内科クリニック	900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-13-3	098-861-3875		○	○	○	○	△
241	4710115587	仲本内科・小児科	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-15-3	098-860-1835		○	○	○	○	△
242	4710112634	医療法人はごろも会 仲本病院	902-0061	沖縄県那覇市古島1-22-1	098-885-3333		○	○	○	○	△
243	4710118276	なかよし内科クリニック	902-0068	沖縄県那覇市真嘉比2-29-28	098-887-3333		○	○	○	○	△
244	4710111107	一般社団法人那覇市医師会 生活習慣病検診センター	900-0034	沖縄県那覇市東町26-1	098-868-9331	○	○	○	○	○	○
245	4710115579	医療法人那覇西会 那覇西クリニック	901-0154	沖縄県那覇市赤嶺2-1-9	098-858-5557		○	○	○	○	△
246	4710118151	那覇民主診療所	900-0014	沖縄県那覇市松尾2-17-34	098-880-9620		○	○	○	○	△
247	4710113947	西町クリニック	900-0036	沖縄県那覇市西3-4-1	098-867-0010		○	○	○	○	△
248	4710116957	脳外科クリニックくだ	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-1-37 なかもとビル3階	098-834-2700		○	○	○	○	△
249	4710117054	医療法人ミラソル のはら元氣クリニック	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-21-21	098-867-0012		○	○	○	○	△
250	4710118896	のぶ内科クリニック	902-0077	沖縄県那覇市長田1-24-26 1F	098-832-2266		○	○	○	○	△
251	4710119241	はいさいクリニック	900-0012	沖縄県那覇市泊2丁目18-11	098-860-1813		○	○	○	○	△
252	4710117831	はざま胃腸内科クリニック	901-0153	沖縄県那覇市宇栄原654	098-859-1352		○	○	○	○	△
253	4710115132	花城内科医院	903-0821	沖縄県那覇市首里権保町3-8	098-884-1879		○	○	○	○	△
254	4710115728	平田胃腸科内科	900-0004	沖縄県那覇市銘苅3-22-33	098-869-7272		○	○	○	○	△
255	4710117690	ヒルズガーデンクリニック	902-0062	沖縄県那覇市松川20-1	098-885-0333		○	○	○	△	△
256	4710116791	医療法人社団輔仁会 輔仁クリニック	902-0062	沖縄県那覇市宇松川301	098-885-6605		○	○	○	○	△
257	4710116437	前田胃腸科医院	902-0063	沖縄県那覇市三原2-15-12	098-832-4889		○	○	○	△	△
258	4710117013	ましどり整形外科	902-0076	沖縄県那覇市与儀2-4-23	098-854-6215		○	○	○	○	△
259	4710118441	又吉内科クリニック	902-0067	沖縄県那覇市安里2-9-8 サンステーションビル1F	098-866-0007		○	○	○	○	△
260	4710114101	医療法人明峰会 真玉橋クリニック	902-0078	沖縄県那覇市識名1316-3	098-836-0123		○	○	○	○	△
261	4710118086	医療法人善立会 まつおTCクリニック	900-0014	沖縄県那覇市松尾2丁目2番25-4号	098-861-8006		○	○	○	○	△
262	4710119357	嶺井医院	902-0067	沖縄県那覇市宇安里398	098-887-7646		○	○	○	○	△
263	4710114143	三原内科クリニック	902-0063	沖縄県那覇市三原2-30-5	098-836-3111		○	○	○	○	△
264	4710118953	みやら内科クリニック	902-0068	沖縄県那覇市真嘉比1-7-1 2F	098-886-5858		○	○	○	○	△
265	4710116635	医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央	902-0066	沖縄県那覇市宇大道123	098-886-5678	○	○	○	○	○	△
266	4710114846	医療法人八重洲クリニック	900-0032	沖縄県那覇市松山2-23-13	098-861-8618		○	○	○	○	△
267	4710118532	医療法人想思樹会 安木内科	902-0068	沖縄県那覇市真嘉比3-13-3	098-882-4300		○	○	○	○	△
268	4710115033	医療法人雄光会 山城消化器内科医院	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-18-22	098-832-3055		○	○	○	○	△
269	4710114572	山城整形外科眼科医院	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-18-22	098-836-1100		○	○	○	○	○
270	4710118458	医療法人沖縄聖蹟会 ライフケアクリニック那覇	900-0021	沖縄県那覇市泉崎2-3-8 ロイヤルハイツ泉崎4F	098-832-1721		○	○	○	○	△
271	4710113251	一般財団法人琉球生命済生会 琉生病院	902-0066	沖縄県那覇市宇大道56	098-885-5131	○	○	○	○	○	○
272	4710117203	若水クリニック	900-0005	沖縄県那覇市天久1-7-8 ゆうな1階	098-869-5005		○	○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電 図	眼底
273	4710117153	地方独立行政法人 那覇市立病院	902-8511	沖縄県那覇市古島2-31-1	098-884-5111		○	○	○	○
274	4712311184	東風平第一医院	901-0411	沖縄県八重瀬町字友寄42	098-998-6987		○	○	○	△
275	4711110454	豊見城中央病院附属健康管理センター	901-0225	沖縄県豊見城市宇登崎3-49	098-852-2000		○	○	○	○
276	4711110678	豊見城中央病院	901-0243	沖縄県豊見城市宇上田25	098-851-0501		○	○	○	△
277	4711010654	豆の木クリニック	901-0302	沖縄県糸満市宇瀬平764-1	098-995-3030		○	○	○	△
278	4711110405	うえず内科クリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保2-7-1	098-891-6688		○	○	○	△
279	4711010530	西崎病院健康管理センター	901-0314	沖縄県糸満市宇座波371-1	098-992-0089		○	○	○	○
280	4712311028	沖縄県健康づくり財団附属診療所	901-1192	沖縄県南風原町字宮平212	098-889-6474	○	○	○	○	○
281	4712311374	野原整形外科	901-1302	沖縄県与那原町字上与那原341-2	098-946-1010		○	○	○	△
282	4711210098	みなみ野クリニック	901-1208	沖縄県南城市大里字平良2584-2	098-945-8811		○	○	○	○
283	4712311531	与那原中央病院	901-1303	沖縄県与那原町字与那原2905	098-945-8101		○	○	○	○
284	4711110421	みやぎ内科	901-0223	沖縄県豊見城市宇翁長869	098-988-6100		○	○	○	△
285	4711010746	糸満協同診療所	901-0364	沖縄県糸満市宇瀬崎町2-1-10	098-992-3920		○	○	△	△
286	4711210197	沖縄メディカル病院	901-1414	沖縄県南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555		○	○	○	△
287	4711110272	空と海とクリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保370	098-840-2000		○	○	○	△
288	4712311846	南部徳洲会病院	901-0493	沖縄県八重瀬町字外間171-1	098-998-0309		○	○	○	○
289	4712310673	沖縄第一病院	901-1111	沖縄県南風原町字兼城642-1	098-888-1151		○	○	○	○
290	4712311788	吉クリニック	901-1114	沖縄県南風原町字神里495	098-888-5552		○	○	○	△
291	4712311838	ながみね内科	901-1303	沖縄県与那原町字与那原1121	098-882-0777		○	○	○	○
292	4711110017	とよみ生協病院	901-0293	沖縄県豊見城市宇真玉橋593-1	098-850-9003	○	○	○	○	○
293	4711110371	もりクリニック	901-0244	沖縄県豊見城市宇宜保2-1-5(2階)	098-856-1500		○	○	○	△
294	4711010548	かみやクリニック	901-0301	沖縄県糸満市宇阿波根1552-2	098-995-3377		○	○	○	△
295	4711110173	とよみクリニック	901-0201	沖縄県豊見城市宇真玉橋123	098-856-5700		○	○	○	△
296	4712311077	一日橋医院	901-1111	沖縄県南風原町字兼城497-1	098-889-7387		○	○	△	△
297	4711110041	かでな内科医院	901-0241	沖縄県豊見城市宇豊見城753-2	098-850-5266		○	○	○	△
298	4712310996	上里整形外科	901-1111	沖縄県南風原町字兼城401	098-888-2227		○	△	○	△
299	4711010522	ひめゆりクリニック	901-0344	沖縄県糸満市宇伊原107-1	098-997-3702		○	○	○	△
300	4711110496	松岡医院	901-0213	沖縄県豊見城市宇高嶺395-56	098-850-7977		○	○	○	△
301	4711210171	南城つはこクリニック	901-1414	沖縄県南城市佐敷字津波古433	098-947-3722		○	○	○	△
302	4712311861	比嘉胃腸科内科	901-1116	沖縄県南風原町字照屋362	098-882-7000		○	○	○	△
303	4712311945	はえぼる耳鼻咽喉科	901-1105	沖縄県南風原町字新川163	098-888-2233		○	○	△	△
304	4711010670	みなみしまクリニック	901-0302	沖縄県糸満市宇瀬平787-17	098-840-3730		○	○	○	△
305	4711010712	がじまる診療所	901-0305	沖縄県糸満市西崎2-26-6	098-851-3347		○	○	○	△
306	4711010738	みんなのクリニック	901-0362	沖縄県糸満市宇真栄里2029-11	098-840-3733		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団健診	個別健診	貧血	心電図	眼底
307	4711110488	朋友クリニック	901-0243	沖縄県豊見城市上田1-17	098-840-2288		○	○	△	△
308	4712312075	つかやま内科	901-1117	沖縄県南風原町字津嘉山1674	098-888-6610		○	○	○	△
309	4711110504	伊佐内科クリニック	901-0201	沖縄県豊見城市真玉橋285-1-4F	098-851-8828		○	○	○	△
310	4712312042	南風内科クリニック	901-1117	沖縄県南風原町字津嘉山1490-3F	098-888-2121		○	○	○	△
311	4711110363	とくとくクリニック	901-0241	沖縄県豊見城市豊見城444-2	098-851-0277		○	○	○	△
312	4712311606	てるや整形外科	901-1117	沖縄県南風原町津嘉山1595	098-888-3636		○	○	△	△
313	4712312174	なかだ内科クリニック	901-1304	沖縄県与那原町東浜93-3	098-944-2211		○	○	○	△
314	4712312208	つかざんクリニック	901-1117	沖縄県南風原町字津嘉山1315-1	098-888-6789		○	○	○	△
315	4711210205	ロコモクリニック南城	901-0618	沖縄県南城市玉城字船越949-4	098-949-1155		○	○	○	△
316	4712312133	やえせ整形外科	901-0405	沖縄県八重瀬町字伊覇258-2	098-851-4888		○	○	△	△
317	4712312232	那覇内視鏡クリニック	901-1105	沖縄県南風原町字新川1217-4-2F	098-940-6060		○	○	○	△
318	4712312273	中村内科クリニック	901-1303	沖縄県与那原町字与那原3068-1	098-945-2587		○	○	○	△
319	4711110595	とよむファミリークリニック	901-0203	沖縄県豊見城市長堂375-6	098-851-1717		○	△	○	△
320	4711210221	あかし内科クリニック	901-1505	沖縄県南城市知念久原693-1F	098-947-3331		○	○	○	△
321	4711110629	かかず内科クリニック	901-0205	沖縄県豊見城市字根差部589-5	098-851-8774		○	○	○	△
322	4711110736	豊崎メディカルクリニック	901-0223	沖縄県豊見城市翁長864-8 2階	098-856-1288		○	○	○	△
323	4711110728	とみしろ内科	901-0244	沖縄県豊見城市字宜保266-4	098-840-2100		○	○	○	○
324	4718110168	公立久米島病院	901-3121	沖縄県久米島町字嘉手苅572-3	098-985-5555		○	○	○	△
325	4710610694	いけむら外科・胃腸科・肛門科	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里978-2	0980-73-6300		○	△	○	△
326	4710610702	いけむら小児科	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里978-2	0980-73-4970		○	○	△	△
327	4710610850	池村内科医院	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根194	0980-72-3500		○	○	○	△
328	4710610736	いしみねクリニック	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里269-5	0980-75-5878		○	○	○	△
329	4710610843	うむやすみやあす・ん診療所	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1477-4	0980-73-3854		○	○	○	○
330	4710611023	きしもと内科医院	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里1555-1	0980-79-0501		○	○	○	△
331	4710610777	城辺中央クリニック	906-0104	沖縄県宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693		○	○	○	△
332	4710611056	下地診療所	906-0304	沖縄県宮古島市下地字上地634-1	0980-74-7878		○	○	○	△
333	4710610678	砂川内科医院	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里796-3	0980-73-0037		○	○	○	△
334	4710610793	ドクターゴン診療所	906-0203	沖縄県宮古島市上野字宮国746-17	0980-76-2788		○	○	○	△
335	4710611080	中村胃腸科内科	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里12559-1	0980-75-3232		○	○	△	△
336	4710611130	Hirara生活習慣病クリニック	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根869-4Liveメディカルガーデン宮古島A号室	0980-73-0020		○	○	○	△
337	4710610751	みやぎM'sクリニック	906-0015	沖縄県宮古島市平良字久員1068-15	0980-75-0722		○	○	△	△
338	4710610918	宮古島徳洲会病院	906-0014	沖縄県宮古島市平良字松原552-1	0980-72-0002		○	○	○	○
339	4710710650	石垣島徳洲会病院	907-0001	沖縄県石垣市大浜字南大浜446番地の1	0980-83-5507		○	○	○	○
340	4710710742	大浜診療所	907-0001	沖縄県石垣市字大浜36番地	0980-87-5093		○	○	○	△

施設数	健診・保健指導 機関番号	実施機関名	郵便番号	所在地※1	電話番号※2	受託業務※3				
						特定健康診査				
						実施形態		詳細項目※4		
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電 図	眼底
341	4710710833	小田内科医院	907-0004	沖縄県石垣市宇登野城319番地2 メゾン32 1-A号室	0980-83-8001		○	○	○	△
342	4710710395	かりゆし病院	907-0024	沖縄県石垣市宇新川2124	0980-83-5600		○	○	○	○
343	4710710817	コーラルクリニック	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町3-3-9	0980-87-5698		○	○	○	△
344	4710710809	下地脳神経外科	907-0004	沖縄県石垣市宇登野城644-19	0980-88-7300		○	○	○	○
345	4710710577	下地第2脳神経外科	907-0024	沖縄県石垣市宇新川1695-123	0980-88-5150		○	○	○	○
346	4710710593	てるや内科胃腸科	907-0024	沖縄県石垣市宇新川127-3	0980-88-1616		○	○	○	△
347	4710710866	まるの脳神経外科	907-0024	沖縄県石垣市宇新川121	0980-82-8800		○	○	○	△
348	4710710627	にいむら内科胃腸科クリニック	907-0002	沖縄県石垣市宇真栄里243-1	0980-88-7771		○	○	○	△
349	4710710353	博愛医院	907-0022	沖縄県石垣市宇大川179-7	0980-82-3170		○	○	○	△
350	4710710320	宮良内科胃腸科医院	907-0024	沖縄県石垣市宇新川27	0980-82-4181		○	○	○	△
351	4710710494	やいま中央クリニック	907-0003	沖縄県石垣市宇平得120番地の3	0980-88-7711		○	○	○	○
352	4710710726	よなは医院	907-0024	沖縄県石垣市宇新川2287-35	0980-83-4781		○	○	○	△

※1 所在地の欄については、都道府県から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 受託業務の欄については、当該実施機関において、受託する(あるいは該当する)項目に「○」を記入。

※3 実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択。原則としていずれか一方に「○」を記入。

※4 詳細項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。